

(議) 第2号

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成30年6月29日

提出者

秋田市議会議員	鎌	田	修	悦
	武	内	伸	文
	渡	辺	良	雄
	石	塚	秀	博
	佐	藤	哲	治

秋田市議会議長 小林 一夫 様

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則中「39人」を「36人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

提案理由

議員の定数を改めるため、改正しようとするものである。